

議案第26号

東広島市教育委員会組織規則の一部改正について

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和元年8月22日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、市長の事務を補助執行することとなったため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表学務職員係の項中第17号を第18号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次のように加える

(7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による給付を受ける資格の審査、給付費の支給及び副食費の助成に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。